

戦争体験者証言映像企画・制作業務委託仕様書

1. 業務名 「戦争体験者証言映像企画・制作業務」
2. 目的
戦争体験者の話を映像として記録・保存するとともに、広く県民が戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶための映像教材として作成する。
3. 委託期間
委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月30日（月）まで
4. 納入場所、期日
納入場所：滋賀県平和祈念館
納入期日：令和8年（2026年）3月25日（水）までとする。
5. 納入物件（以下「成果物」という）
 - ① 戦争体験者証言映像（編集済）および編集前の収録映像のすべて。
ファイル形式はMP4とすること。
 - ② 貸出用「BD」：10枚
(BDには、タイトルメニュー画面を作成すること。映像作品を収録したBDはケースに収納し、ジャケットおよびレーベルにタイトル、作品概要などがわかるように印刷し納品すること。デザインについては当館と要相談。)
 - ③ 貸出用「DVD」：10枚
(DVDには、タイトルメニュー画面を作成すること。映像作品を収録したDVDはケースに収納し、ジャケットおよびレーベルにタイトル、作品概要などがわかるように印刷し納品すること。デザインについては当館と要相談。)
 - ④ 証言者・協力者等配布用「DVD」：15枚
 - ⑤ ホームページ掲載用データ：各1
(データについては、当館ホームページに外部リンク等で動画サイトに案内し、視聴できるようにするためのもの（データをアップする作業は当館が実施）。)
 - ⑥ 広報用チラシ 3,000枚
(広く県民に貸出資料として広報するために活用する。デザインについては、事前に当館と要相談。)

6. 映像規格

- ・画像はカラー映像、画角は 16:9 とする。
- ・原版の BD の記録解像度は、フル HD (1920×1080 ピクセル) とすること (DVD、ホームページ掲載用データは、この限りではない)。
- ・貸出用 BD、DVD については、各プレイヤーやパソコンで再生できる保存形式とする。

7. 映像資料作成にあたっての基本事項 (業務内容)

- ・テーマごとに 1 本 (各 10 分程度) の内容の映像資料を 6 本作成する。
- ・小学 6 年生から一般までを対象とした平和学習に使用できる分かりやすい内容・表現とすること。日本語の字幕 (漢字にはふりがなを付ける) を入れること。
- ・体験者証言映像の企画、制作等に対する交渉、連絡、謝金の支払いなどにかかる業務を行う。
- ・証言される戦争体験者・体験談は別紙①を予定しているが、あくまでも候補であり、体験者の健康状態等により、体験者や体験談の制作内容に変更が生じることがある。

8. 権利の帰属等

- (1) 受託者は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じること。
- (2) 本業務により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法 [昭和 45 年法律第 48 号] に定めるほか、次に掲げる事項を行うこと。
 - ・成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、当館が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、受託者が当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に当館の承認を得ること。
 - ・受託者は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当館の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切の手続を行い、滋賀県に不利益が生じないよう処理すること。
 - ・本業務における成果物の著作権 (著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。) は、本業務の委託料が支払われたときに受託者から委託者である滋賀県に譲渡されるものとする。
 - ・受託者は、当館および当館が指定する第三者に対して、著作者人格

権を行使しないこと。

9. その他

- (1) 本委託業務は企画・制作のみであり、ホームページへのアップロードは含まない。
- (2) 制作内容については、業務委託決定後、滋賀県平和祈念館と十分協議を行うこと。
- (3) 本委託業務で制作した成果物については、館内学習用、貸出教材用、館内閲覧用、インターネットでの公開など平和学習支援事業で特に期限を定めず利用するため、関係者、著作権等の承諾を得ること。
- (4) 本業務において使用する出演者、音楽、デザイン等に関する肖像権や著作権などについては、全て受託者において使用許諾を得ておくこと。
- (5) 本業務の履行における成果物の著作権（著作権法〔昭和 45 年法律第 48 号〕第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）は、本業務の委託料が支払われたときに受託者から委託者である滋賀県に譲渡されるものとする。なお、著作権等に関する問題が生じた場合には、滋賀県に不利益が生じないよう、受託者においてこれを処理すること。